# 第8章 国会内における調査

#### I 衆議院事務局

衆議院調査局厚生労働調査室が保有する旧優生保護法の立法過程等に係る資料について調査 したところ、次の優生保護法の一部を改正する法律案の関連資料ファイルが確認された<sup>1</sup>。

番号	提出 回次	衆法 番号	議案名	提出者	提出 年月日	成立 年月日	成立後の 法律番号
1)	93	4	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 社会労働委員長	昭和 55 年 10 月 16 日	昭和 55 年 10 月 29 日	昭和 55 年 法律第 83 号
2	102	33	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 社会労働委員長	昭和 60 年 6 月 13 日	昭和60年 6月19日	昭和 60 年 法律第 72 号
3	118	16	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 社会労働委員長	平成2年 6月15日	平成2年 6月22日	平成2年 法律第56号
4	132	7	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 厚生委員長	平成7年 6月6日	平成7年 6月9日	平成7年 法律第108号
5	136	15	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 厚生委員長	平成8年 6月14日	平成8年 6月18日	平成 8 年 法律第 105 号

また、衆議院調査局厚生労働調査室から衆議院事務局各部課室に対し、旧優生保護法の立法 過程等に係る資料の確認等を依頼したところ<sup>2</sup>、件名に「優生」が含まれる請願、陳情書及び地 方議会からの意見書に関する資料が確認された。

しかし、一般に公表されている情報が記載されている資料や定型的な資料を除き、旧優生保護法の制定及び改正に係る背景、経緯、検討過程等が分かる資料は確認できなかった。

### Ⅱ 参議院事務局

参議院厚生労働委員会調査室が保有する旧優生保護法の立法過程等に係る資料について調査 したところ、次の優生保護法の一部を改正する法律案の関連資料ファイルが確認された<sup>3</sup>。

番号	提出 回次	衆法 番号	議案名	提出者	提出 年月日	成立 年月日	成立後の 法律番号
1	132	7	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 厚生委員長	平成7年 6月6日	平成7年 6月9日	平成7年 法律第108号
2	136	15	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 厚生委員長	平成8年 6月14日	平成8年 6月18日	平成 8 年 法律第 105 号

<sup>1</sup> これらのファイルには、法律案の審議経過、法律案、法律案要綱、委員会における起草案趣旨説明の読上げ原稿、本会議要旨、本会議趣旨弁明の読上げ原稿等の各法律案に関連する資料が綴られていた。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 令和2年9月4日に依頼。具体的には、法律案、委員会報告書、本会議要旨、会議録等の一般に公表されている情報が記載されている資料や定型的な資料を除く、旧優生保護法の制定及び改正に係る背景、経緯、検討過程等が分かる資料の有無の確認等を依頼した。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> これらのファイルには、法律案、法律案要綱、提案理由説明、附帯決議、議案要旨、本会議における委員長報告等の各法律案に関連する資料が綴られていた。

また、参議院厚生労働委員会調査室から参議院事務局各部課室に対し、旧優生保護法の立法 過程等に係る資料の確認等を依頼したところ<sup>4</sup>、件名等に「優生」が含まれる請願及び陳情書に 関する資料が確認された。

しかし、一般に公表されている情報が記載されている資料や定型的な資料を除き、旧優生保護法の制定及び改正に係る背景、経緯、検討過程等が分かる資料は確認できなかった。

なお、本編における国民優生法に関する部分の作成に当たり、参議院事務局が保有する貴族 院時代の「第七十五回議会 国民優生法案特別委員会 参考資料」の一部を参考にした。

## Ⅲ 衆議院法制局

衆議院調査局厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室から衆議院法制局に対し、旧 優生保護法の立法過程等に係る資料の確認等を依頼した<sup>5</sup>。

その結果、旧優生保護法に関係する法律案であって衆議院議員又は衆議院の委員会<sup>6</sup>が提出したもののうち、次に掲げるものについては、その立法過程等に係る資料が確認された。

番号	提出 回次	衆法 番号	議案名	提出者	提出 年月日	成立 年月日	成立後の 法律番号
1)	93	4	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 社会労働委員長	昭和 55 年 10 月 16 日	昭和 55 年 10 月 29 日	昭和 55 年 法律第 83 号
2	102	33	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 社会労働委員長	昭和 60 年 6 月 13 日	昭和60年 6月19日	昭和 60 年 法律第 72 号
3	118	16	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 社会労働委員長	平成2年 6月15日	平成2年 6月22日	平成2年 法律第56号
4	132	7	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 厚生委員長	平成7年 6月6日	平成7年 6月9日	平成7年 法律第108号
5	136	15	優生保護法の一部を改正する 法律案	衆議院 厚生委員長	平成8年 6月14日	平成8年 6月18日	平成 8 年 法律第 105 号

①~③は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を5年間延長するもの(薬事法(当時)の特例の期限延長を行うもの)であった。

④は、①~③と同様、薬事法の特例の期限延長を行うものであった。この法律案に係る資料中には、障害者に関する部分についての問題は認識しつつ、それは期限延長とは別に改めて議論する旨記載された資料があった。

⑤は、旧優生保護法から優生手術に関する規定を削除するとともに、題名を「母体保護法」 に改める等の改正を行うものであった。この法律案に係る資料中には、優生手術に関する規定 の削除に関する議論等が記載された衆議院法制局以外の組織が作成した資料があった。衆議院

\_

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 令和 2 年 9 月 24 日に依頼。具体的には、法律案、委員会報告書、本会議要旨、会議録等の一般に公表されている 情報が記載されている資料や定型的な資料を除く、旧優生保護法の制定及び改正に係る背景、経緯、検討過程等が 分かる資料の有無の確認等を依頼した。

<sup>5</sup> 令和2年7月17日に依頼。

 $<sup>^6</sup>$  「国会法」(昭和 22 年法律第 79 号)第 50 条の 2 第 2 項の規定により、委員会が提出する法律案は、委員長をもって提出者とすることになっている。

法制局によると、立案の際の参考資料とされたようであったが、その正確な位置付け等は不明 であるとのことであった。

そのほか、旧優生保護法に関連する、提出に至らなかった議案・動議に係る資料も確認されたが、優生手術に関する記載は見当たらなかった。

#### IV 参議院法制局

衆議院調査局厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室から参議院法制局に対し、旧 優生保護法の立法過程等に係る資料の確認等を依頼した<sup>7</sup>。

その結果、旧優生保護法に関係する法律案であって参議院議員又は参議院の委員会が提出したもののうち、次に掲げるものについては、その立法過程等に係る資料が確認された。

番号	提出 回次	参法 番号	議案名	提出者	提出 年月日	成立 年月日	成立後の 法律番号
1	34	1	優生保護法の一部を改正する 法律案	谷口彌三郎 参議院議員ほか	昭和35年 3月9日	昭和 35 年 4 月 15 日	昭和 35 年 法律第 55 号
2	48	17	優生保護法の一部を改正する 法律案	参議院 社会労働委員長	昭和 40 年 5 月 11 日	昭和 40 年 5 月 31 日	昭和 40 年 法律第 128 号
3	63	22	優生保護法の一部を改正する 法律案	参議院 社会労働委員長	昭和 45 年 5 月 12 日	昭和 45 年 5 月 13 日	昭和 45 年 法律第 64 号

①は、優生手術に関する費用の国庫負担を直接支出から間接支出とするとともに、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を5年間延長するものであった。この法律案に係る資料中には、直接支出を間接支出に改める必要性、法律案要綱等が記載された資料があった。参議院法制局によると、その位置付けは不明であり、その作成者については不明あるいは他の機関の作成によるものであるとのことであった。

②及び③は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために 必要な医薬品を販売することができる期間を5年間延長するものであった。

その他、優生手術に関する記述がある資料として、公刊されている関連書籍のほか、昭和 30 年までの旧優生保護法に係る立法の内容を記載した「社会労働委員会関係立案の内容(参議院)」があった。参議院法制局によると、その資料の正確な位置付け及び作成者は不明であるとのことであった。

\_

<sup>7</sup> 令和2年7月17日に依頼。